

感染拡大防止ガイドライン

新型コロナウイルス感染防止のため、本ガイドラインを参考に対策を講じること。但し、感染状況に応じて今後示される政府専門家会議提言、県や各競技団体の方針により随時内容を変更することがあり、柔軟な対応をお願いしたい。

事業実施における対応 3 本柱

1. 開催場所や競技特性に応じた適切な感染予防対策の実施
2. 三密（密閉・密集・密接）の徹底回避
3. 感染が発生した場合の対応

事業実施においては、上記3点のリスクの対応が必要となる。また、対策を十分に講じたと判断・実施したとしても、事業の中止を判断する場合がある。

1. 基本的な感染防止対策

(1) 体調の確認について

事業当日に参加者関係者（団員・指導者・役員等）への体調の確認を行うこと。
参加関係者は【体調管理チェックリスト】を責任者へ提出すること。

(2) マスクの着用について

参加者は必ずマスクを持参するよう周知すること。なお、運動中以外の時間帯はマスクを着用し、運動中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする。その際、マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知するよう配慮すること。

(3) 開閉会式・表彰式について

開閉会式は原則中止とし、アナウンスや監督会議等で代替すること。
表彰式は、感染対策を十分に考慮し簡易的に行うなど、会場滞在時間の短縮に努めてください。

(4) 会場について

特に屋内施設にて事業を実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。具体的には換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

(5) 手洗い場所について

責任者は参加者が手洗いをまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が好ましい）を用意すること。
- ② 参加者には事前にマイタオルを持参するよう徹底すること。
- ③ 運動中等、手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(6) 更衣室、休憩、待機スペースについて

更衣室、休憩、待機スペースは感染リスクが比較的高いことに留意し、以下の準備を行こと。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合には、入室人数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ベンチ等）についてはこまめに消毒を行うこと。
- ④ 換気扇を常に回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(7) 応援について

安全に事業を実施するためには、会場において不特定多数の人が接触することを避ける必要があります。また、感染リスクを減らすため、会場に滞在する人数を極力減らし、応援方法等についても制限する必要があるため以下のとおりとする。

- ① 一般の方の応援や入場は禁止。保護者であっても極力少数とし、密を避けること。
- ② 声を出しての応援は禁止し、拍手等を行うことを周知徹底する。

事業運営にあたっては、上記事項が守られるよう適宜場内アナウンスを行い、参加団体の待機場所を指定する、会場入口に入場制限の掲示を行う等の工夫により対応すること。

(8) ゴミについて

各自持ち帰りを徹底すること。

2. 事業を行う際の留意点

(1) 十分な距離の確保

- ① 事業内容に関わらず、事業を実施していない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
- ② 事業実施にあたっては、県内において感染状況が落ち着いている事が前提となり、健康にかかわる調査により参加者の健康も把握できていることから、通常競技実施の際に起こる身体接触は制限しない。
- ③ 事業実施に不必要な接触（握手や味方同士のタッチ、掛け声等）は行わないよう事前に周知すること。

(2) その他

- ① ドリンクに関しては個人単位で準備し、共用しない事。また飲食については、指定場所を定め周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ② 事業特性に応じた感染防止の対策（用具の消毒や事業運営上の対策、事業終了後の即時帰宅等）について、必要があれば事業別に「特性に応じた感染防止の対策」の項を設け明記し、本ガイドラインとともに事業実施前に周知徹底を行うこと。

3. 以下の事項に該当する場合は参加を認めない

- ① 体調不良がある場合。(例 発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合)
※当日急な症状が見られる場合は、引率者が保護者等に連絡をとり帰宅させる。
- ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
(PCR 検査を実施し結果待ちの方がいる場合 等)

※ 事業期間中は指導者及び役員等で団員の健康観察を徹底する。

4. 事業途中で県内新規感染者が発生した場合

状況に応じて開催・中止の判断を行う。また、万が一感染者が参加者であった場合には、行政機関や保健所の指示に従い、経過等については各事業責任者を通じて高知県スポーツ協会へ連絡を行うこと。

5. 事業終了後に参加者の感染が発覚した場合

各団の判断や、行政機関の指示に従う。その経過等については事業責任者を通じて高知県スポーツ協会へ連絡を行う。また参加者より感染者が発生した場合に備え、【体調チェックリスト】については2ヵ月間保存し、その後は適切に廃棄すること。